

大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（平成25年大阪市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p><u>（学校給食費の徴収等）</u></p> <p><u>第3条 法第11条第2項において学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の負担とされている経費に充てるための費用（以下「学校給食費」という。）は、徴収しない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童若しくは生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受ける期間又は学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者が学校教育法第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受ける期間にこれらの児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、これらの児童又は生徒の保護者から徴収する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により徴収する学校給食費の</u></p>	<p>（学校給食費の徴収）</p> <p><u>第3条</u> 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）から、学校給食に要する経費のうち保護者が負担すべき経費の範囲内で市規則で定める額を徴収する。</p> <p>2 前項において「保護者が負担すべき経費」とは、法第11条第2項において保護者の負担とされているものをいう。</p>

<p><u>額は、第1項に規定する経費の範囲内で市規則で定める。</u></p> <p>(学校給食費の納付)</p> <p>第4条 <u>前条第2項の規定により徴収する学校給食費は、市規則で定める日までに納付しなければならない。</u></p> <p>(教職員給食費の徴収)</p> <p>第6条 市長は、学校において給食の提供を受ける教職員（学校に勤務する教職員に限る。以下同じ。）から、当該提供に要する費用のうち教職員が負担すべきものとして、<u>第3条第3項の規定により市規則で定める額との均衡を考慮して市規則で定める額</u>（以下「教職員給食費」という。）を徴収する。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第4条中「<u>前条第2項の規定により徴収する学校給食費</u>」とあるのは「第6条第1項に規定する教職員給食費」と、前条中「学校給食費」とあるのは「次条第1項に規定する教職員給食費」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>[見出しを削る]</p> <p>1 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>[見出しを削る]</p> <p>[削る]</p>	<p>(学校給食費の納付)</p> <p>第4条 <u>前条第1項の規定により徴収する費用（以下「学校給食費」という。）は、市規則で定める日までに納付しなければならない。</u></p> <p>(教職員給食費の徴収)</p> <p>第6条 市長は、学校において給食の提供を受ける教職員（学校に勤務する教職員に限る。以下同じ。）から、当該提供に要する費用のうち教職員が負担すべきものとして、<u>第3条第1項に規定する保護者が負担すべき経費の範囲内で市規則で定める額との均衡を考慮して市規則で定める額</u>（以下「教職員給食費」という。）を徴収する。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第4条中「<u>前条第1項の規定により徴収する費用（以下「学校給食費」という。）</u>」とあるのは「第6条第1項に規定する教職員給食費」と、前条中「学校給食費」とあるのは「次条第1項に規定する教職員給食費」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>(令和4年度の学校給食費の徴収に関する特例)</u></p> <p><u>3</u> 令和4年4月1日から令和5年3月31日</p>
---	--

<p>[削る]</p>	<p>までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。</p> <p><u>4</u> 前項の規定は、学校給食を受ける児童若しくは生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受ける期間又は学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者が学校教育法第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受ける期間にこれらの児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、適用しない。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月22日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

学校給食費を児童又は生徒の保護者から徴収しないこととするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。